

**平成27年度国の施策・制度・予算に関する提案【重点的提案】
に係る主な措置状況について**

神奈川県では、平成26年6月に「平成27年度国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案22事項の主な措置状況（平成27年4月1日現在）を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名等	措置の概要
1 地方分権改革の着実な推進	
1 事務・権限の移譲	平成26年5月に成立した第4次地方分権一括法により、国の事務権限の一部が地方に移譲された。また、平成27年1月に、提案募集方式による地方からの事務・権限の移譲に関する提案について、その一部の実施が閣議決定され、法律の改正により措置すべきものについては、平成27年3月に第5次地方分権一括法案として国会に提出された。
2 義務付け・枠付けの見直し	平成27年1月に、提案募集方式による地方からの義務付け・枠付けの見直しに関する提案について、その一部の実施が閣議決定され、法律の改正により措置すべきものについては、平成27年3月に第5次地方分権一括法案として国会に提出された。
3 地方自治制度の抜本的な改革	平成26年5月に地方自治法が改正されたものの、その内容は、大都市制度の見直しと新たな広域連携の仕組みの整備等にとどまり、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制している規定について抜本改正は行われなかった。
4 地方分権に資する道州制導入の検討	与党において、道州制の検討を開始するための国民会議を設置する法案について議論されたが、法案の提出には至らなかった。
2 地方税財政制度(財政関係)の改革	
1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保	地方交付税の法定率の見直しが行われたものの、地方の財源不足は解消されておらず、臨時財政対策債も存続している。なお、財政力の高い自治体に過度に配分されている臨時財政対策債は、平成26年度の算定で、本来、地方交付税で措置される額に占める臨時財政対策債の割合に上限が設定され、その結果、本県の配分率は、81.5%(25年度)から74.7%(26年度)に低下した。
2 国庫補助金の廃止及び基金事業の改善	本県の提案する国庫補助金の廃止及び所要額的全額税源移譲は実現していない。また、基金事業の要件の見直しや運用改善についても行われていない。
3 国と地方の財政負担の適正化	国直轄事業負担金は廃止されていない。また、地方超過負担も、依然として解消されていない。
3 地方税財政制度(税制関係)の改革	
1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現	平成27年3月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」により、地方消費税の税率(消費税率換算1.7%)の2.2%への引上げ時期が、平成27年10月から平成29年4月に変更された。併せて、引上げ前に経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる旨のいわゆる「景気判断条項」が削除された。また、所得税から住民税への更なる税源移譲は、いまだ実現していない。

提案事項名及び項目名等	措置の概要
2 地方法人税及び地方法人特別税の地方税への復元	<p>地方法人特別税から法人事業税への復元は、一部しか行われておらず、加えて、法人住民税の一部国税化措置が講じられ、地方税を用いた地方団体間の税収格差是正が引き続き行われている。</p> <p>なお、平成27年度税制改正大綱(以下「与党大綱」という。)では、消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正措置について、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされている。</p>
3 自動車諸税の見直し	<p>自動車取得税については、エコカー減税の見直しが実施された。</p> <p>消費税率10%段階における自動車取得税等の車体課税の見直しについては、与党大綱において、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされており、代替財源も含め具体的な措置は示されていない。</p>
4 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保	<p>地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、具体的な措置は講じられていない。</p>
5 課税自主権の拡大	<p>地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するための、抜本的な見直しに向けた具体的な動きはない。</p>
4 再生可能エネルギー等の普及拡大	
1 固定価格買取制度の効果的な運用	<p>固定価格買取制度における平成27年度の買取価格等については、500kW未満の太陽光発電設備の別区分化や薄膜太陽電池の設置費用を勘案した買取区分の新設は行われていない。</p>
2 「屋根貸し」太陽光発電事業のリスクの軽減	<p>屋根を対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、屋根の賃借権について第三者に対抗できるような法整備等は実現していない。</p>
3 水素エネルギーの導入促進	<p>(1) 水素ステーションの整備促進</p> <p>水素ステーションの整備に向けた規制緩和については、平成26年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、次世代自動車の世界最速普及を目指し、水素ステーション整備に関する規制の見直しが着実に進められている。</p> <p>また、水素ステーションの事業費用に対する支援策については、平成26年度補正予算において「燃料電池自動車用水素供給設備事業費補助事業」の中に、新たに「燃料電池自動車新規需要創出補助事業」として、水素ステーション運営に係る人件費、修繕費等、燃料電池自動車の需要を喚起するための新規需要創出活動費用を補助対象とする事業が新設された。</p> <p>(2) 燃料電池自動車の普及促進</p> <p>燃料電池自動車の車両の購入に対する補助については、既存の「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車両として、12月25日から燃料電池自動車が追加された。</p> <p>なお、燃料電池自動車をバス、タクシー等の公共交通に集中的に導入するモデル事業や、災害時に非常用電源として活用するモデル事業等に対する支援措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
5 地球温暖化対策の推進	
1 確定的な中期目標の設定と地球温暖化対策計画の早期策定	<p>国連に登録した2005年度比3.8%削減の目標については、今後、エネルギー政策等の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしているが、現段階では確定的な目標は示されていない。</p> <p>また、平成26年12月に開催されたCOP20において、2020年以降の枠組みに向けて各国が提出する約束草案に関して、環境大臣が「我が国の約束草案については、COPの決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討し、できるだけ早期に提出することを目指します」と表明した。しかしながら、その提出時期は明らかにしておらず、現時点では目標達成に向けた具体的な対策を盛り込んだ計画は策定されていない。</p>
2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等	<p>国、都道府県、市町村の具体的な役割分担は明確化されていない。</p> <p>また、「地球温暖化対策のための税」においても、地方側が求めた財源措置はなされておらず、平成26年12月に自民党と公明党が決定した平成27年度税制改正大綱の検討事項において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の關係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る」旨の記載が盛り込まれたが、現段階では、具体的な措置はなされていない。</p>
6 微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進	
1 PM2.5に係る生成機構の早期解明と常時監視の精度向上	<p>平成25年12月に環境省が公表した「PM2.5に関する総合的な取組(政策パッケージ)」において、PM2.5の現象解明と削減に向けた対策検討を進めるため、中央環境審議会に新たな専門委員会を設け、平成26年度中を目途に国内における発生抑制策の在り方について中間的な取りまとめを行うことや、平成28年度末を目途にPM2.5の二次生成機構の解明を目指すことが示されているが、詳細は不明。</p> <p>PM2.5濃度の正確な把握をするための測定精度等については、特段の措置は講じられていない。</p>
2 注意喚起の的確な実施のための取組強化	<p>「PM2.5に関する総合的な取組(政策パッケージ)」において、国内外の知見の充実にに向けた調査研究を進め、その結果を暫定指針の見直し等に活用していくことが示された。しかし、高齢者など感受性の高い者へのきめ細かな対応は定められていない。また、注意喚起についても平成26年11月28日環水大大発第1411281号により、注意喚起の改善策(注意喚起の基準や、注意喚起の解除の基準)が示されたが、広範囲の地域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合に注意喚起するという当初の暫定基準に沿ったものではなく、的確な実施基準とはなっていない。</p>
3 粒子状物質対策の法制度の抜本的な見直し	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
4 粒子状物質を多量に排出する旧式ディーゼル車の対策強化	<p>新たな法制度については未措置。</p> <p>新車の転換に係る支援措置については、国土交通省で、CNG及びハイブリッドトラック・バスに対して、一定の補助が引き続き継続され、環境省は、中小トラック運送事業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車への買い替えに対する補助を、昨年度に引き続き継続している。(環境省事業はCO2削減が目的だが、最新規制適合車なので、結果的に大気環境にも資する。)</p>
5 ガソリンペーパー対策の推進	<p>平成27年3月に環境省の審議会の専門委員会において、国に対し速やかに検討するよう求める報告書が取りまとめられたが、具体的な方向性は示されていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
7 大規模災害対策の推進	
1 大規模地震対策の早期取りまとめ	平成26年度末に、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」が変更され、「減災目標等」が新たに盛り込まれた。
2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立	国において、特に措置されていない。
3 箱根火山の観測体制の強化	<p>気象庁において、箱根山を含む水蒸気噴火の可能性のある火山の観測施設の増強のための予算措置がされた。</p> <p>また、内閣府において、全国レベル(一部首都圏レベル)であるが、体制強化等の予算措置がされた。</p> <p>しかしながら、現在の観測体制では、水蒸気噴火の兆候まで含めた火山活動変調の早期かつ十分な把握は未だ困難である。</p>
4 石油コンビナート地域の防災対策の強化	<p>経済産業省の平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算において、製油所等における強靱化への支援を行う石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業や、高圧ガス設備の耐震補強支援事業等について措置がされた。また、国土交通省では、平成27年度の税制改正において、国の無利子貸付制度を活用して民有護岸の耐震改修を行う事業者に対して地方税の特例措置を設けた。</p> <p>しかしながら、事業者による産業保安の取組等への支援については、新たな措置はない。</p>
5 原子力災害に関する対策の整備	平成27年4月に、原子力災害対策指針が改正され、「原子力災害対策重点区域」を越えた地域における防護の考え方が示された。
8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応	
1 国の責任による最終処分場の確保	8,000ベクレル/kg以下の下水汚泥焼却灰等については、依然として国の責任において最終処分場の確保等がなされる動きはない。
2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知	放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知はなされていない。
3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進	放射性物質濃度低減等の技術実証事業は実施されているものの、実用化までには至っていない。
4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の補償	東京電力株式会社による下水道事業に関する原子力損害賠償は、平成23年度を対象とする請求については既に全額の支払いを終えているものの、平成24年度を対象とする請求については、一部の支払いにとどまっている。

提案事項名及び項目名等	措置の概要
9 基地対策の推進	
1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された相模総合補給廠の一部返還等に関する事業費が予算措置された。
2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された空母艦載機の移駐に関する事業費が予算措置された。
3 基地周辺対策の充実強化	防衛施設と周辺地域の調和や地域振興等を図るための事業費が予算措置された。
4 日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結	平成25年12月の環境の管理に係る枠組みに関する共同発表により、日米両政府間で協議が行われ、平成26年10月、日米地位協定を補足する環境補足協定について実質合意がなされた。現在、枠組み全体の完成に向けた作業が行われている。
5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	国において、特に措置されていない。
10 防犯カメラの整備・拡充	
1 防犯カメラ設置促進を図るための関係法令の整備	国において、特に措置されていない。
11 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実	
1 国家戦略特区等におけるプロジェクト推進の加速化	平成26年度に東京圏国家戦略特別区域会議が3度開催され、本県で、「保険外併用療養の特例」及び「病床規制に係る医療法の特例」を活用し、事業展開する民間事業者が区域計画の認定を受けた。 そのほか、本県から提案し、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを加速する、追加の規制改革事項等についても、現在、国家戦略特区WG等において、規制改革の実現に向けた議論が進められている。 また、総合特区については、プロジェクトの推進上、必要な規制の特例措置や財政上の支援措置を、関係府省と協議を行い、活用している。
2 総合特区推進調整費の直接交付制度の創設	平成27年度当初予算において、昨年同様に総合特区推進調整費が盛り込まれたが、本県の提案する直接交付制度は創設されていない。
3 国際的医療人材養成機関の設置の速やかな実現	平成26年10月の第1回東京圏国家戦略特別区域会議において、医療分野におけるイノベーションの創出を担う国際的な医療人材を育成するため、国内外の医療需要に対応した国際的な医学部等の新設等について検討して結論を得ることとされた。

提案事項名及び項目名等	措置の概要
12 経済・雇用対策の推進	
1 総合的な経済対策の推進	<p>(1)平成27年2月10日に「産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)」が閣議決定された。その中では、産業競争力強化法に基づき、成長戦略関連施策のうち重点的に講ずべき施策が定められたが、「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に盛り込まれた施策のうち、緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)、地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新など、当面3年間に実施される規制・制度改革が掲げられている。</p> <p>また、平成26年度補正予算では、新たに地方創生交付金(地方創生先行型)が設けられたが、創業支援、販路開拓などについても、地方自治体が地域の実情に合った事業を設計できるといった地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金となっている。</p> <p>(2)中小企業の経営改善や事業再生の支援措置については、中小企業に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速させるため、中小企業再生支援協議会の体制の強化が平成26年度補正予算で増額措置が講じられたものの、経営革新等支援機関の支援体制の充実強化等は措置されていない。</p> <p>また、中小企業の資金繰り支援についても、日本政策金融公庫の財務基盤強化を通じ、経営力強化保証等を活用した借換保証を推進するため、平成26年度補正予算で増額措置が講じられたものの、中小企業にとって経営力強化保証を活用しやすい制度とするための要件緩和は図られていない。また、(一社)全国信用保証協会連合会の代位弁済に対する損失補償(経営安定関連保証等対策費補助事業費)が平成27年度当初予算で増額措置が講じられた一方、信用保証協会の制度改革促進基金の造成費に対する補助は平成27年度当初予算で経営安定関連保証等対策費補助事業費の増額分と同額の減額措置が講じられており、信用保証協会の財務基盤も強化されていない。</p> <p>中小企業金融円滑化法終了後の金融の円滑化に万全を期すことについては、中小企業に同法終了後の影響が及ばぬよう、国が行う金融機関の指導監督等により対策が講じられている。</p>
2 雇用対策の充実強化	<p>緊急雇用創出基金事業の時限延長、拡充や要件緩和について措置は講じられていないが、平成26年度補正予算で新たに地方創生交付金(地方創生先行型)が設けられ、その交付金を活用した「地域ごと支援事業」において、これまで雇用創出基金を活用して実施してきた取組が一定の要件の中で実施可能となっている。</p> <p>障害者の雇用対策について、具体的な措置は講じられていない。</p>
13 都市農業の推進	
1 都市農業へ配慮した「食料・農業・農村基本計画」の充実	<p>国は、平成27年3月31日に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したところであるが、新たな基本計画においても、都市農業の位置づけは明確になっておらず、都市農業経営の困難性に配慮した具体的な施策も盛り込まれていないため、提案に沿った形となっていない。また、平成27年度予算において、多面的機能を発揮している都市農業に配慮した新規の振興・支援施策は盛り込まれていない。</p>
2 都市農業と関連する税制度の見直し	<p>市民農園開設のために農地を供する際や農業用施設用地を相続する際の相続税納税猶予制度の適用については、「農林水産省の都市農業の振興に関する検討会」において検討課題とされているが、現段階では措置されていない。</p>
3 TPPなどの経済連携に伴う畜産業への経営安定対策の構築	<p>本県の提案した制度の創設等は措置されていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
14 医療改革の推進	
1 ICTを用いた医療情報及び健診データ等の利活用の促進	<p>財源措置や診療報酬の加算は行われていない。</p> <p>また、今通常国会に、パーソナルデータの利活用に関する制度改革を含む個人情報保護法改正案が提案されているが、医療分野における情報の利活用については具体的な記述がなく、医療情報等の適切な保護と利活用を推進できるだけの法整備には至っていない。</p> <p>また、平成27年度総務省予算において、「ビッグデータ・オープンデータの活用」として13億6千万円措置され、オープンデータ、ビッグデータの利活用のメリットの可視化を図るとともに、利活用ルール等に関する課題解決を促すこととされているが、現時点では、その具体的内容及び運用は示されていない。</p>
2 風しん対策の強化	<p>風しんに関する特定感染症予防指針に基づき、風しんの抗体検査については国庫補助事業として、26年度に引き続き27年度も予算措置されたが、地方自治体が取り組む風しん対策に係る財政措置は講じられていない。</p>
3 WHO推奨ワクチンの定期接種化	<p>未だ定期接種化されていないおたふくかぜ、B型肝炎及びロタについては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において検討はされているが、具体的な措置は講じられていない。</p>
15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着	
1 医師確保対策の推進	<p>医師臨床研修制度の見直しにより、平成27年度から研修を開始する研修医の募集定員について、各都道府県が定員上限の範囲内で調整することができる枠が認められたが、医師養成数の増加が可能となる見直しはなされていない。</p> <p>また、新たな専門医制度の仕組みの構築について、今後、日本専門医機構で検討されていくことになっているほか、解剖医の確保・育成について、平成26年6月に死因究明等推進計画が閣議決定され、日本医師会において検案に関する研修会等が実施されているが、現時点では、いずれも、その具体的な方策は定められていない。</p>
2 看護職員確保対策の推進	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
3 福祉・介護職員確保対策の推進	<p>平成27年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算及びサービス提供体制強化加算が拡大されたが、提案の趣旨に沿った効果が得られるかその動向を注視する必要がある。</p>
4 救護救急法(仮称)の制定	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
16 「健康寿命日本一」の推進	
1 未病を治す健康長寿社会の実現及び医食農同源の推進	<p>平成26年7月22日閣議決定の「健康・医療戦略」において、本県が推進する「未病産業の創出の促進」が地域連携の先駆的な例として紹介され、「未病」の定義が盛り込まれるとともに、地域の新産業創出のための環境整備として、地域の「医・農商工連携」の推進のため、新事業に関するモデル実証事業を支援するとして。</p> <p>農林水産省平成27年度当初予算において、医食農連携にさらに介護・福祉分野の連携を推進する取組みを支援する「医福食農連携推進環境整備事業」が措置されている。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
2 農産物等に関する表示規制の緩和	平成27年4月から食品表示法が施行され、健康増進に寄与する効能を表示できるようになった。
3 健康に関する各種データの提供	国に提供を求めているデータとしては、都道府県別健康寿命や、国民健康・栄養調査結果の都道府県別データなどがあるが、健康寿命については政令指定都市分まで公表されるほか、国民健康・栄養調査では、肥満、野菜・食塩摂取量、歩数、飲酒、喫煙などの生活習慣に関する都道府県別データが公表されるなど、取組みは進んでいる。
4 西洋医学と東洋医学の連携	平成26年度の厚生労働科学研究委託事業として、「統合医療」に係る医療の質向上・科学的根拠収集研究事業が公募・採択され、27年度予算においても引き続き予算措置されている。 また、漢方診療に係る診療報酬の充実については、平成26年度における診療報酬改定において実施されておらず、平成27年度も実施されていない。
5 がん対策の充実強化	<p>(1) 平成27年度予算で「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」が新設されたことで、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診のクーポン配布等に対する補助が継続となった。また、同事業で要精検者への再勧奨の経費に対する補助が新たに盛り込まれた。しかし、補助率は市町村1/2、国1/2から変更はない。</p> <p>(2) 職域におけるがん検診の受診促進に向けた仕組みの構築について、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) 平成26年6月に職場の受動喫煙防止対策について規定する労働安全衛生法が改正され、事業者において適切な措置を講ずるよう規定されたが、努力義務に留まっており、本県が求める法制度の整備には至っていない。</p> <p>(4) 拠点病院等の機能強化や診療報酬の充実について、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(5) 平成27年度予算の「都道府県健康対策推進事業」で、都道府県の体制整備に係る経費の補助が盛り込まれたが、補助率は都道府県1/2、国1/2であり、また、円滑な事業実施に必要な政省令やマニュアルは整備されていない。</p> <p>(6) 粒子線治療を含む先進医療の保険適用については、厚生労働省の先進医療会議で検討され、その報告を踏まえて、中央社会保険医療協議会で決定される仕組みとなっている。粒子線治療の保険適用は、平成22年度、平成24年度、平成26年度における診療報酬改定の際に議論となっているが、保険適用は見送られており、平成27年度にも実施されていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
17 障害・高齢福祉制度等の見直し	
1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し	具体的な措置は講じられていない。
2 障害福祉施策に係る超過負担の解消	地域生活支援事業費補助金の平成26年度予算額は微増となったが、近年、事業費増に比してますます補助率が低下していることを考慮すると、市町村の超過負担解消に向けた措置は講じられていない。
3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し	介護保険の1号保険料について、新たに公費による低所得者軽減強化が制度化されたが、住民税非課税の低所得者のうち一部の者のみが対象となるなど、その実施が限定的なものに留まっている。
4 介護ロボットの介護保険適用	平成27年2月に決定された国の「ロボット新戦略」には、これまで3年ごとに行われていた適用見直しの手続きが、随時受付・随時決定となるなど、手続き面では一歩前進したが、実際の介護ロボットへの保険適用案件はまだ少なく不十分。
5 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	具体的な措置は講じられていない。 また、地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置の廃止は見送られたが、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」で、平成27年2月に示された「議論のとりまとめ」において、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しの提案について、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととされた。

提案事項名及び項目名等	措置の概要
18 医療保険制度改革	
1 国民健康保険の構造的問題の解決	<p>国は平成27年度予算において、保険者支援制度の拡充として1,700億円、都道府県に新たに財政安定化基金を全額国庫により創設するために200億円を確保した。平成30年度の国保制度改革に向け、これとは別に1,700億円の財政支援を行うとしており、保険者支援制度の拡充とあわせ、毎年度3,400億円の財政支援策が実施されることとなった。この規模は、全国トータルの法定外繰入の3,500億円の規模に匹敵するものであるが、被用者保険に比べ高い国保の保険料負担水準を低減させるものとなっていない。</p> <p>「医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが、改正国保法案の附則に盛り込まれたが、国保の保険料負担水準という点では、課題を残すこととなった。</p> <p>なお、本県において財政運営を厳しくしている普通調整交付金の課題については、今後、普通調整交付金について、医療保険制度改革骨子では「都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す」としており、従来の本県のような医療費水準が低い場合に交付額が少なくなる算定方式が見直される可能性が高い。</p> <p>普通調整交付金の見直しや、新たな財政支援策1,700億円の対象要件は、今後の検討課題であるため、引き続き、意見具申をしていく必要がある。</p>
2 市町村のインセンティブが発揮できる仕組みの構築	<p>保険給付費等を賄うため都道府県が市町村に求める納付金は、医療費水準及び所得水準を基本に決定されることになり、市町村の医療費水準と保険料率水準が、保険料率に反映される仕組みとなる予定である。</p> <p>また、新たに創設される1,700億円の財政支援策には、医療費適正化や収納率向上に向けた市町村努力を評価する仕組みが設けられる予定である。</p> <p>詳細は今後の検討課題となるが、いずれも、市町村のインセンティブが働く仕組みとなった。</p> <p>しかし、国保の事業運営方針の性格付けや標準保険料率の設定、新たに創設される財政安定化基金の交付事業の内容によっては、市町村の主體的な事業運営努力を阻害する可能性もあり、政省令など今後の詳細な制度設計において意見具申をしていく必要がある。</p>
19 子ども・子育て応援社会の推進	
1 新制度実施のための財源確保	<p>消費税率の10%への引上げ時期が1年半先送りとされることとなったが、新制度実施に向け、国の平成27年度当初予算案では子育て支援の充実のために、必要な1兆円から0.7兆円ベース(5,100億円)が確保された。しかしながら、消費税の増税分以外に財源措置するとされている0.3兆円ベースの財源確保については、具体的方針が示されていない。</p>
2 新制度の広報・周知の徹底	<p>新制度の利用者や事業者に対する広報・周知については、シンボルマークが決められ、「なるほどBOOK」の作成などが行われたが、十分とは言えない。</p>
3 新制度移行後の保育所整備等の財源の確保	<p>新たな施設整備等の助成制度として、「保育所等整備交付金」が創設された。</p>
4 子育て支援人材の確保・育成のための対策の充実	<p>子育て支援人材の確保・育成のために必要な放課後児童支援員研修や子育て支援員研修に係る要綱(案)が示され、研修体系は整備された。研修に係る財源は一部措置されたものの、研修実施にあたっては十分とは言えない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
20 拉致問題の早期解決	
<p>1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現</p>	<p>(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向け、全力を尽くしていると表明している。平成26年3月には、国連人権理事会において、人権侵害を非難する決議がされ、さらに12月には、国連総会において北朝鮮の人権侵害を非難する決議が採択されるなど、国際社会において、拉致問題解決に向けた動きがみられている。</p> <p>また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、いまだ初回の報告が行われておらず、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
21 広域交通ネットワークの整備促進	
<p>1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と利用促進</p>	<p>(1)国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。</p> <p>横浜湘南道路及び高速横浜環状南線については、平成26年8月27日に土地収用法に基づく事業認定申請を行うなど、事業が進められている。</p> <p>また、高速横浜環状北西線については、平成26年11月7日に着工式を行い、高速横浜環状北線とともに、事業が進められている。</p> <p>(2)スマートICについては、(仮称)厚木PAスマートICと(仮称)山北スマートICは、平成26年8月8日に連結許可を受け、予算措置されている。</p> <p>(3)道の駅については、平成27年1月30日に重点「道の駅」制度が創設され、茅ヶ崎市が進める「(仮称)サザン茅ヶ崎」が重点「道の駅」候補に選定され、予算措置されている。</p> <p>(4)割高となっている圏央道や横浜横須賀道路等の料金の低減については、平成27年1月27日に国より、「高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針」が示されるなど、環状道路の整備に合わせて平成28年度からシームレスな料金体系の導入に向けて検討が進められている。</p>
<p>2 橋梁・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策</p>	<p>道路施設の老朽化対策等については、国土交通省の社会資本整備審議会等で検討されており、道路関係予算(防災・安全交付金)については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。</p>
<p>3 鉄道網の整備促進</p>	<p>(1)リニア中央新幹線については、平成26年10月に品川・名古屋間の工事実施計画が認可されたが、建設促進に向けたその他の諸手続きについては、引き続き確実に進められるよう求めていく必要がある。また、駅周辺のまちづくりに関する地方自治体への財政負担軽減に向けた制度は創設されていない。</p> <p>(2)東海道新幹線新駅等の実現を図るため、請願駅設置に係る駅舎整備への地元自治体の負担を軽減する制度は創設されていない。また、確実な予算措置を講じることについても、現在のところ措置されていない。</p> <p>(3)相模線の複線化や東海道貨物支線の貨客併用化、相鉄いずみ野線の延伸などを新たな基本計画に位置付けることについては、計画の策定に向けた審議は実施されているものの、個別路線の位置付けまでは審議されていない。また、輸送力増強に資する事業を対象とするなど助成制度の拡充は図られていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置の概要
22 羽田空港の機能強化とまちづくりへの活用	
1 羽田空港の国際線機能の更なる充実	<p>深夜早朝枠については、未利用枠の解消には至っていないが、平成26年12月のC滑走路延伸事業の供用開始などによる改善が期待される。</p> <p>ビジネスジェットについては、平成26年9月30日から、専用動線の供用が開始され、セキュリティやプライバシーの確保が図られた。また、ターミナル内の移動距離や出入国時の時間が短縮されるなど、利便性の向上が図られた。</p> <p>着陸料については、国際線深夜早朝便及び深夜早朝国際貨物便に係る軽減措置の継続が決定された。</p> <p>深夜早朝の空港アクセスについては、平成26年10月から、国と東京都がバス事業者等との連携により、深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面等を結ぶアクセスバスの実証運行を開始するなど取組が促進されている。</p>
2 羽田空港を活用したまちづくりと空港周辺のアクセスの推進	<p>平成27年5月18日に「第2回羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」が開催され、連絡道路の整備等について関係機関での合意が得られた。</p>
3 首都圏空港の更なる機能強化に向けた合意形成	<p>平成26年8月26日に、国、関係自治体等で構成する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」が設置され、同日開かれた第1回の協議会では、国から機能強化策が示され、今後協議会において議論が進められることとなった。</p> <p>機能強化策では、発着枠の増加策として、新たな飛行経路案が示されており、本県に影響が生じることが想定される。</p> <p>合意形成に向けては、地元住民等の理解が必要であり、今後、国から、十分かつ丁寧な説明を行い、合意形成に向け理解促進を図る必要がある。</p>